

院内感染対策に関する取り組みについて

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

適切な院内感染防止対策を診療所全体として取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努めます。

2. 院内感染対策のための委員会に関する基本事項

感染対策委員会を設置し、毎月1回委員会を開催し、感染防止対策に関する事項を検討します。

3. 院内感染対策に関する職員研修についての事項

職員の感染対策防止対策に関する意識・知識・技術向上を図るため全職員対象の研修を年2回行います。

4. 院内感染発生時の報告に関する事項

院内における感染症の発生状況は、院内感染対策委員会で把握するとともに全職員に周知し感染予防に努めます。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、診療所全体の組織として判断し、迅速にかつ適切に対応します。また必要に応じ通常から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携対応します。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染の流行に関して、ポスター等の掲示板で情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについてご理解とご協力をお願いいたします

7. 抗菌薬の適正使用に関する事項

抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めます。

8. その他

感染対策に関するマニュアルを作成し、全職員への周知徹底を図るとともにマニュアルを見直し、改訂をおこないます。